

3-3-2 環境関係法律等に係る項目

1. 環境基本法等に基づく環境基準及び類型指定状況

(1) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3-3-2-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、基準を適用しない。

表 3-3-2-1 大気の汚染に係る環境基準及び評価方法

項目	環境基準	評価方法（常時監視に関する事務の処理基準）	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	—	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値(98%値)が 0.06ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)が 0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	長期基準：1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 短期基準：1 日平均値の 98% 値が 35 μg/m ³ 以下であること。		
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	屋間の 1 時間値で評価し、これが 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。		
備考)	1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 6 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、または早期達成に努めるものとする。		

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）

：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

(2) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 3-3-2-2 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 3-3-2-3 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 3-3-2-4 に示す。

本市ではこれらの環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音に係る類型指定状況を図 3-3-2-1 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 3-3-2-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A	55以下	45以下
B	55以下	45以下
C	60以下	50以下
備考) A :第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域		
B :第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		
C :近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

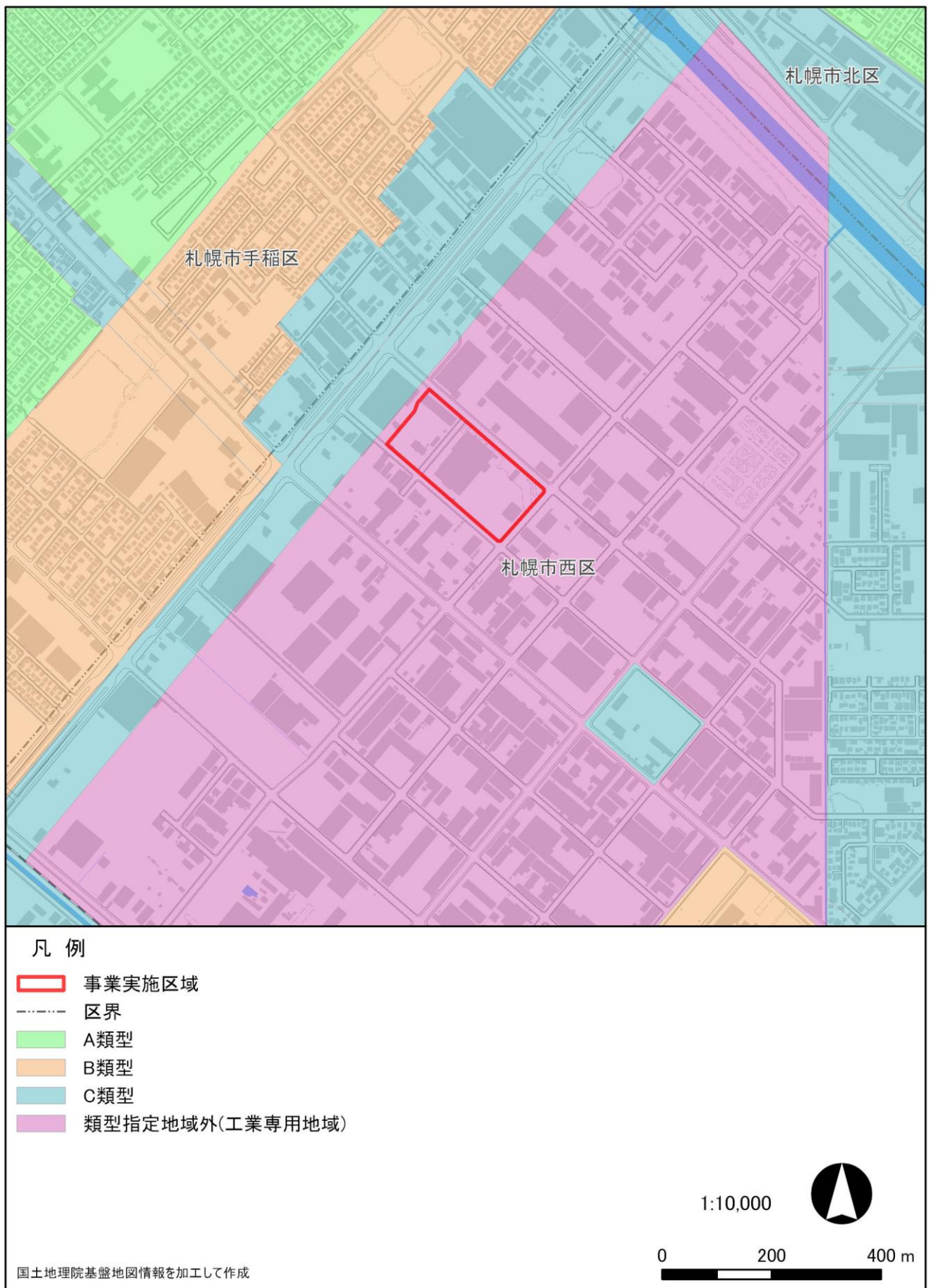
表 3-3-2-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
備考) 1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。		

表 3-3-2-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70以下	65以下
備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル	
2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）



出典：「札幌市地図情報サービス」（令和5年6月現在）

図 3-3-2-1 騒音に係る環境基準の 類型指定地域図

(3) 水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する基準を表 3-3-2-5 に、生活環境の保全に関する基準を表 3-3-2-6 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

水生生物の保全に関する環境基準を、表 3-3-2-7 に示す。

市内の河川において、令和 6 年 1 月 1 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響範囲（工事濁水）における水域類型の指定状況を、表 3-3-2-8 及び図 3-3-2-2 に示す。新川下流域について、河川の環境基準D類型が指定されている。

表 3-3-2-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3-3-2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 数
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	20 CFU/100mL 以 下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	300 CFU/100mL 以 下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	1,000 CFU/100mL 以 下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以 下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以 上	—

備考) 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。

4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。

6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。

7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

備考) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典 : 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

表 3-3-2-7 水生生物の保全に関する環境基準

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考) 基準値は年間平均値とする。 市内において、水生生物保全環境基準に係る水域類型の指定はされていない。				

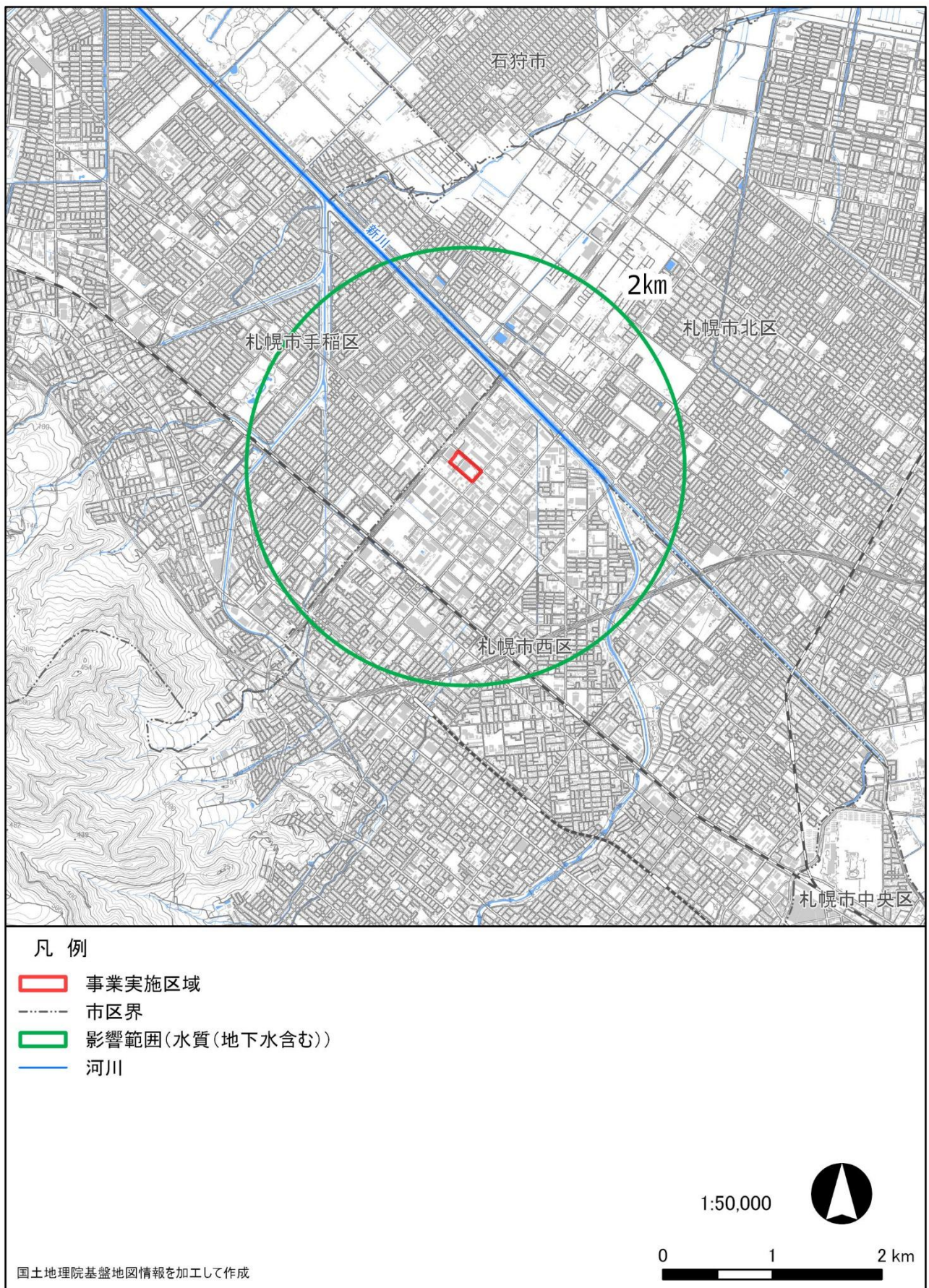
出典：昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

表 3-3-2-8 河川の環境基準類型指定状況

水 域			類型指定 ^注	告示年月日
新川	新川上流	琴似発寒川の市上水道西野取水口から上流	A(イ)	S 48.3.15
	新川下流	新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の市上水道西野取水口から下流	D(イ)	

注) 達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。

出典：「河川類型指定状況」(平成 27 年 3 月 27 日現在、北海道)



出典：「水質汚濁に係る環境基準-札幌市内河川の水域類型状況」（令和5年1月26日更新、札幌市）

図 3-3-2-2 河川の環境基準類型指定状況

(4) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を、表 3-3-2-9 に示す。

表 3-3-2-9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考)	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）

(5) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を、表 3-3-2-10 に示す。

地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 3-3-2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

2. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

ア. 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-11 に示す。

ただし、事業実施区域は工業専用地域であり、大気の汚染に係る環境基準の適用除外範囲に位置している。

表 3-3-2-11 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所
備考) 1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。		

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

イ. 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁及び水底の底質の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-12(1)及び表 3-3-2-12(2)に示す。

表 3-3-2-12(1) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	公共用水域及び地下水
備考) 1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。		

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

表 3-3-2-12(2) 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の水底の底質
備考) 1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

ウ. 土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-13 に示す。

表 3-3-2-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌
備考) 1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

3. 公害の防止に関する法令に基づく区域の指定状況及び規制基準

(1) 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

1) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準（排出口の高さに応じ許容される排出量）については、表 3-3-2-14 に示す式により K 値（定数）を用いて算出する。

K 値（定数）は政令で地域ごとに定めており、本市の K 値を表 3-3-2-15 に示す。事業実施区域は K=4.0 である。

表 3-3-2-14 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m ³ /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$
q	： 温度0℃、圧力1気圧における硫黄酸化物の許容排出量	
K	： 政令で地域ごとに定める値	
He	： 上昇補正煙突高さ(m)	

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省通商産業省第1号）

表 3-3-2-15 政令で地域ごとに定める値（K値）

区域		K値
札幌市	札幌市（山間部等 ^注 を除く）の区域	4.0
	上記以外の区域	17.5

注）山間部等：手稲金山 98 番地の区域、手稲金山 131 番地から 174 番地までの区域、手稲本町 592 番地及び 593 番地の区域、手稲平和、手稲西野 938 番地から 1006 番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東 1 丁目から東 4 丁目まで、定山溪温泉西 1 丁目から西 4 丁目まで、有明

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省通商産業省第1号）

2) ばいじん

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-16 に示す。

現工場及び新工場は焼却能力 4t/h 以上に該当する。

表 3-3-2-16 廃棄物焼却炉のばいじんに係る排出基準

令別表 第1の項	規則別表 第2の項	ばい煙発生施設の種類	焼却能力 (t/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (On) ^注 (%)	ばいじん (g/m ³ N)
13	36	廃棄物焼却炉	4以上	12	0.04
			2～4	12	0.08
			2未満	12	0.15

注）Onは施設ごとに定める標準酸素濃度 On(%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省通商産業省第1号）

3) 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の排出口からの窒素酸化物について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-17 に示す。

現工場は細番号③の規模 4 万 m³N/h 以上に該当し、新工場も同様の想定である。

表 3-3-2-17 廃棄物焼却炉の窒素酸化物に係る排出基準

令別表 第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 ^{注1} (万m ³ N/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (O _n) ^{注2} (%)	窒素酸化物 (ppm)
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続)	4以上	12	450
			4未満	12	450
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) ^{注3}	4以上	12	250
			4未満	12	700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①②以外)	4以上	12	250
			4未満	12	250
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上	12	250

注1) 規模は、最大定格排出ガス量(温度が0℃であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量)を示す。

注2) O_n: 施設ごとに定める標準酸素濃度 O_n(%)

注3) 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省通商産業省第1号)

4) 塩化水素

廃棄物焼却炉の排出口から排出する塩化水素について、定められている排出基準を表 3-3-2-18 に示す。

表 3-3-2-18 廃棄物焼却炉の塩化水素に係る排出基準

令別表 第1の項	ばい煙発生施設の種類	排出基準 (mg/m ³ N) ^注
		塩化水素
13	廃棄物焼却炉	700

注) 排出基準は酸素濃度 12%換算値である。

出典:「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」(昭和52年6月30日 環整第54号)

5) 水銀

廃棄物焼却炉の排出口から排出する水銀について、定められている排出基準を表 3-3-2-19 に示す。

表 3-3-2-19 廃棄物焼却炉の水銀に係る排出基準

大気汚染防止法の 水銀排出施設の種類の	排出基準 (μg/m ³ N) ^{注1}	
	新設	既設 ^{注2}
廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上) (焼却能力が200kg/h以上)	30	50

注1) 排出基準は酸素濃度 12%換算値である。

注2) 既設は、平成30年4月1日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省通商産業省第1号)

(2) 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 3-3-2-20 に、また特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表 3-3-2-21 に示す。

この他、自動車騒音に係る要請限度は、騒音規制法に基づき表 3-3-2-22(1)及び表 3-3-2-22(2)のとおり設定している。

本市では、規制基準及び要請限度を適用すべき地域を指定しており、影響範囲(騒音・振動)における騒音規制区域を図 3-3-2-3 に示す。

事業実施区域は工業専用地域であり、規制基準の適用される地域には該当しない。

表 3-3-2-20 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8時から19時まで	6時から8時まで 7時から22時まで	22時から翌午前6時まで
第1種区域	45以下	40以下	40以下
第2種区域	55以下	45以下	40以下
第3種区域	65以下	55以下	50以下
第4種区域	70以下	65以下	60以下
備考) 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第2種区域 : 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第3種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第4種区域 : 工業地域			

出典：「騒音規制法の地域指定の告示」(平成7年8月21日 札幌市告示第659号)

：「騒音規制法の規制基準の告示」(平成7年8月21日 札幌市告示第660号)

表 3-3-2-21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	規制基準 (dB)	作業ができる時間	1日の 作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1号区域	85 以下	午前7時～19時	10時間を 超えないこと。	連続して6日を 超えないこと。	行わないこと。
2号区域		午前6時～22時	14時間を 超えないこと。		
備考) 1 1号区域 ^注 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 2号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

注) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域は、1号区域として定められている。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

：「騒音規制法の地域指定の告示」(平成7年8月21日 札幌市告示第659号)

：「特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する区域指定の告示」(平成7年8月21日 札幌市告示第661号)

：「振動規制法施行規則の区域指定の告示」(平成7年8月21日 札幌市告示第665号)

表 3-3-2-22(1) 自動車騒音に係る要請限度

(単位：dB)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6時から22時まで	22時から翌6時まで
a 区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75	70
備考) 1 a 区域 :第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域 :第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域 :近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 車線とは、1縦列の自動車(二輪のものを除く)が安全かつ円滑に走行するため 必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。			

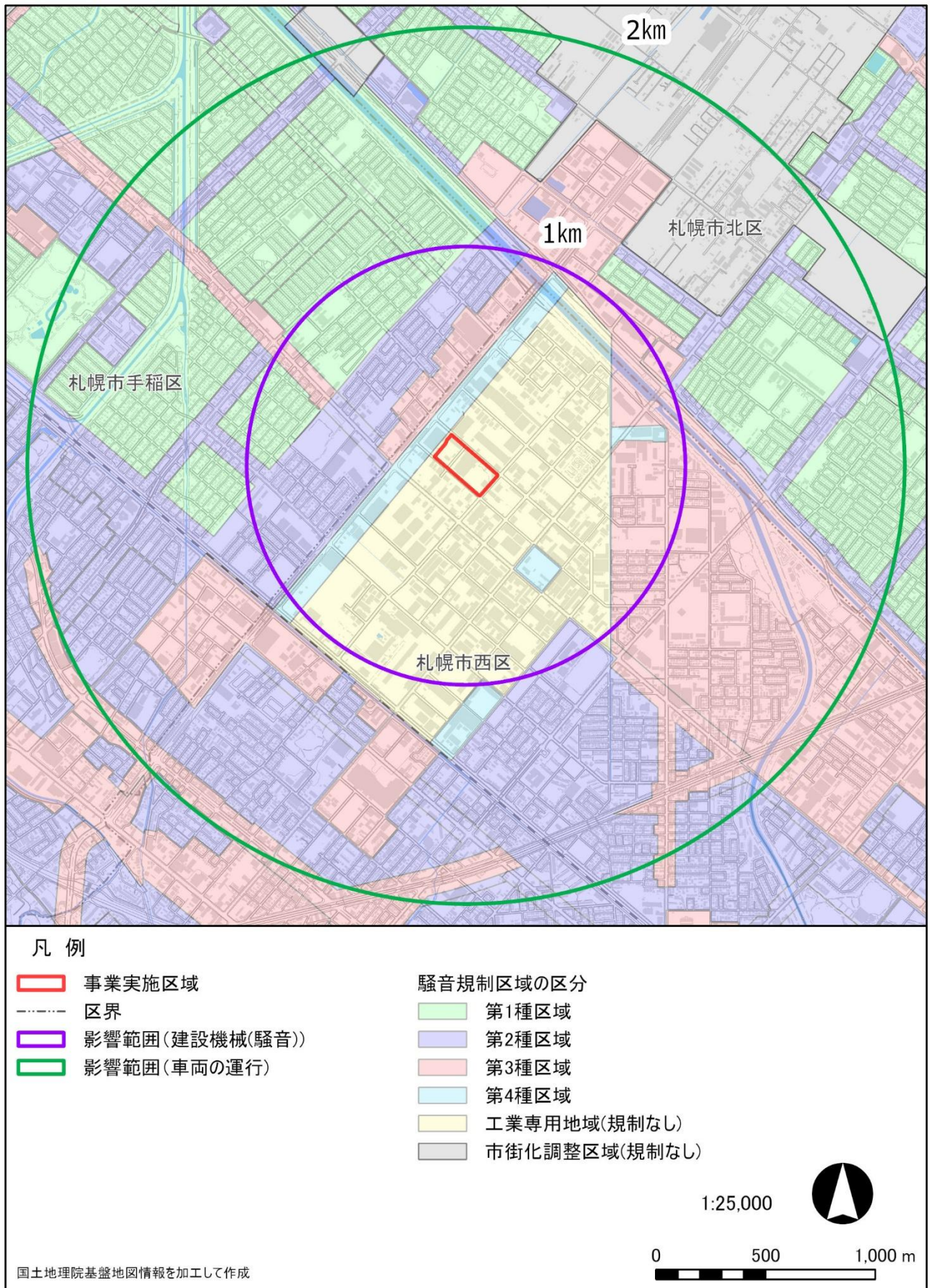
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号)

：「騒音規制法の指定区域及び時間の告示(2)」(平成12年3月28日 札幌市告示第286号)

表 3-3-2-22(2) 自動車騒音に係る要請限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

基準値 (dB)	
昼 間 6時から22時まで	夜 間 22時から翌6時まで
75	70
備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 2 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル 3 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル	

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号)



出典：「札幌市地図情報サービス」（令和5年6月現在）

図 3-3-2-3 騒音規制法に基づく規制区域

(3) 振動規制法に基づく区域の指定状況

特定工場等で発生する振動の規制基準を表 3-3-2-23 に、特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表 3-3-2-24 に示す。

また、道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法に基づき、表 3-3-2-25 のとおり設定されている。

本市では規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の振動規制法に基づく規制区域を図 3-3-2-4 に示す。

事業実施区域は工業専用地域に位置していることから、規制基準が適用される地域には該当しない。

表 3-3-2-23 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8時から19時まで	19時から翌8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60
備考) 1 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル内においては、それぞれの規制値から5を減じた値が適用される。		

出典：「振動規制法の地域指定の告示」（平成7年8月21日 札幌市告示第663号）

：「振動規制法の規制基準の告示」（平成7年8月21日 札幌市告示第664号）

表 3-3-2-24 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の 区 分	規制基準 (dB)	作業ができる 時間帯	1日の作業時間	同一場所 における作業時間	日曜・休日 の作業
1号区域	75以下	7時～19時	10時間を超えないこと。	連続して6日 を超えないこと。	行わないこと。
2号区域		6時～22時	14時間を超えないこと。		
備考) 1 1号区域 ^注 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 2号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

注) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域は、1号区域として定められている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

：「振動規制法の地域指定の告示」（平成7年8月21日 札幌市告示第663号）

：「振動規制法施行規則の区域指定の告示」（平成7年8月21日 札幌市告示第665号）

表 3-3-2-25 道路交通振動に係る要請限度

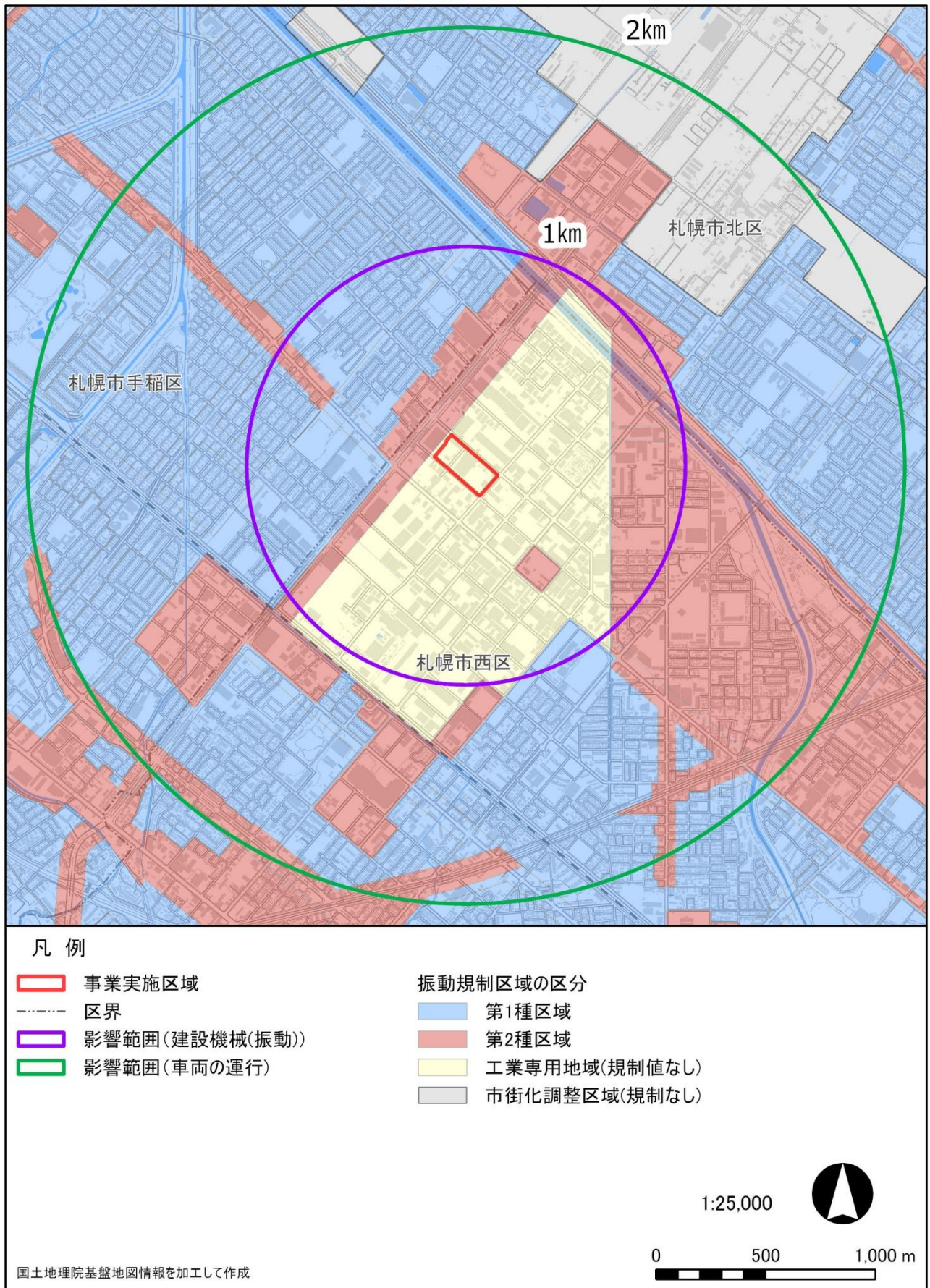
単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8時から19時まで	19時から翌午前8時まで
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65
備考) 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

：「振動規制法の地域指定の告示」（平成7年8月21日 札幌市告示第663号）

：「振動規制法施行規則の区域及び時間指定の告示」（平成7年8月21日 札幌市告示第666号）



出典：「札幌市地図情報サービス」（令和5年6月現在）

図 3-3-2-4 振動規制法に基づく規制区域

(4) 水質汚濁防止法に基づく排出基準及び指定水域又は指定状況

水質汚濁防止法では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生活環境項目について許容限度を設定している。

総理府令で定める一律排水基準を表 3-3-2-26 及び表 3-3-2-27 に示す。

表 3-3-2-26 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつき0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつき1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき0.2ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつき10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 3 ほう素及びその化合物とふっ素及びその化合物については、海域以外の公共用水域に排出される場合に適用される排水基準値を掲載	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表 3-3-2-27 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項 目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8以上8.6以下	
	海域	5.0以上9.0以下	
生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		160	120
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		160	120
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) （単位 1リットルにつきミリグラム）		5	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) （単位 1リットルにつきミリグラム）		30	—
フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		5	—
銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		3	—
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		2	—
溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		10	—
溶解性マンガン含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		10	—
クロム含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		2	—
大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）		—	800
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		120	60
磷含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）		16	8

備考） 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000 mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

また、北海道が条例で定める上乗せ排水基準があり、影響範囲（工事濁水）では新川水域に上乗せ排水基準を定めており、表 3-3-2-28 に示すとおりである。

現工場及び新工場は、上乗せ排出基準に係る業種に該当していない。

表 3-3-2-28 新川水域における上乗せ排水基準（生活環境項目）

単位：mg/L

水域	対象業種又は施設	項目	生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊物質質量(SS)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
新川水域	水産食料品製造業（排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）		160	120	200	150
	農産保存食料品製造業 （排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）		160	120	200	150
	みそ製造業（排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）		160	120	200	150
	蒸りゅう酒・混成酒製造（排水量5,000m ³ /日以上）		80	60	-	-
	動物系飼料及び有機質肥料製造業 （排水量10m ³ /日以上50m ³ /日未満）		160	120	200	150
	紙製造業		-	-	150	110
	洗たく業（排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）		160	120	200	150
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）		40	30	90	70
	し尿浄化槽 （昭和46年9月23日以前に設置されたもの）		120	90	-	-
	し尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの）		80	60	-	-
	し尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたもの）		40	30	90	70
	下水道終末処理施設 （活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）		-	20	-	70

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年4月3日 北海道条例第27号）

(5) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

本市は、都市計画区域全域において、臭気指数による悪臭の規制を行っている。

工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表 3-3-2-29 に、排水における規制基準を表 3-3-2-30 に示す。

事業実施区域の周辺は、都市計画法に基づく都市計画区域であり、図 3-3-2-5 のとおり悪臭の規制地域となっている。

表 3-3-2-29 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（気体）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 ^{注1} 10
工場等の気体排出口 ^{注2}	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数
注1) 臭気指数とは臭いのある空気は無臭の空気と臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。 $Z = 10 \log Y$ $Y : \text{臭気濃度}$ $Z : \text{臭気指数}$	
注2) 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

出典：「悪臭防止法の地域指定、規制基準の告示」（平成10年5月25日 札幌市告示第581号）

表 3-3-2-30 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（排水）

規制対象	規制基準
排水	臭気指数 ^注 26
注) 排水の臭気指数は、悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める式により算出する。 $I_w = L + 16$ $I_w : \text{排水の臭気指数}$ $L : \text{悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値 (臭気指数10)}$	

出典：「悪臭防止法の地域指定、規制基準の告示」（平成10年5月25日 札幌市告示第581号）



出典：「悪臭防止法の地域指定、規制基準の告示」（平成 27 年 1 月、札幌市環境局環境都市推進部）

図 3-3-2-5 悪臭防止法に基づく 規制地域

(6) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

1) 大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-31 に示す。

現工場は、平成4年(1992年)11月に竣工した焼却能力4t/h以上の施設であるため、ダイオキシン類の排出基準について既設炉 1ng-TEQ/m³N が適用される。また、新工場も同様の基準が適用される。

表 3-3-2-31 ダイオキシン類に係る排出基準(排出ガス)

特定施設の種類		焼却能力（t/h）	排出基準（ng-TEQ/m³N）	
			新設炉 ^{注1}	既設炉 ^{注2}
廃棄物 焼却炉	火床面積が0.5m²以上、又は焼却能力が50kg/h以上	4以上	0.1	1
		2以上4未満	1	5
		2未満	5	10
備考）許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。				
注）TEQとは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものをいう。				

注1) 平成12年1月16日以後の設置された施設に適用する基準。

注2) 平成12年1月15日時点で設置されていた施設に適用する基準。

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成11年12月27日 総理府令第433号)

:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成19年6月11日 環境省令第15号)

2) 水質

特定施設の排出水中のダイオキシン類について定められている水質の排出基準を表 3-3-2-32 に示す。

表 3-3-2-32 ダイオキシン類に係る排出基準(排水)

特定施設の種類	水質排出基準 (pg-TEQ/L) ^注
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
注) TEQとは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものをいう。	

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)

:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成19年6月11日 環境省令第15号)

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準は、表 3-3-2-33(1)及び表 3-3-2-33(2)のとおりである。

表 3-3-2-33(1) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準

	内容
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設注2)にあつては、この限りでない。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。
ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄注3)に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。
ソ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年9月23日 厚生省令第35号）

：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」（平成26年3月26日 環境省令第7号）

表 3-3-2-33(2) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準

備考)	1	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であって熱回収(廃棄物であって燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。		
	2	焼却施設 イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。		
3	廃棄物焼却炉	焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
	火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/h以上	4以上	0.1	
		2～4	1	
		2未満	5	

(8) 下水道法に基づく排水基準

現工場及び新工場は、特定事業場（下水道法の特定施設である焼却施設を設置している事業場）に該当する。

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を、表 3-3-2-34 に示す。

表 3-3-2-34 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項 目	基 準 値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
有機燐化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき0.005ミリグラム以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ほう素及びその化合物（河川）	1リットルにつき10ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物（海域）	1リットルにつき8ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
フェノール類	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅及びその化合物	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき2ミリグラム以下
鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき10ミリグラム以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム及びその化合物	1リットルにつき2ミリグラム以下
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム-TEQ以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき380ミリグラム以下
水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
浮遊物質	1リットルにつき600ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1リットルにつき30ミリグラム以下
窒素含有量	1リットルにつき240ミリグラム未満
燐含有量	1リットルにつき32ミリグラム未満

出典：「下水道法施行令」（昭和34年4月22日 政令第147号）

(9) 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく規制基準等

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて定められている排出基準は、表 3-3-2-35 のとおりである。

現工場及び新工場は規模の条件を満たすため、ばいじんに係る排出基準が適用される。

表 3-3-2-35 ばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設の種類	規模	排出基準
		ばいじん(g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が0.25m ² 以上であるもの又は一次燃焼室容積が0.25m ³ 以上であるもの	0.15 ^注

注) 平成11年7月以後に設置された施設に適用する基準。

出典:「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」(平成15年2月3日 規則第4号)

(10) 地下水の採取に関する規制

札幌市生活環境の確保に関する条例では、地盤沈下の防止や地下水の保全を図るため、雨水の有効利用、地下水のかん養や節水、地下水揚水の抑制を規定している。

特に、規則で定める用途(冷房設備、暖房設備、水洗便所及び自動車車庫に設けられた洗車設備の用に供する用途)に地下水を利用する場合、地下水採取基準を遵守しなければならないとし、採取量の算出方法を規定している。

(11) 建築基準法に基づく、建築物が敷地外に生じさせる日影の規制

建物等による日影規制の対象となる用途地域及び制限の内容は、札幌市建築基準法施行条例第5条(日影による中高層の建築物の高さの制限)により、表 3-3-2-36 のとおりである。

事業実施区域は工業専用地域であるため、日影規制の対象外である。

表 3-3-2-36 市街化区域における日影規制^注

影規制の対象となる用途地域	制限を受ける建築物	測定面の高さ(m)	規制値の種別	敷地境界線から5m～10mの範囲における日影時間の限度	敷地境界線から10mを超える範囲における日影時間の限度
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5	(2)	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4	(2)	3時間	2時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域、近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4	(2)	4時間	2.5時間

注) 商業地域、工業地域、工業専用地域、日影規制除外区域は日影規制の対象外

規制値の種別は、建築基準法第56条の2で定めた種別を基に、本市が気候や風土、土地利用の状況を考慮して条例で定めている。

出典:「札幌市建築基準法施行条例」(昭和35年3月31日 条例第23号)

4. 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

(1) 自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園

事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された国立公園及び国定公園はない。

出典：「北海道環境白書「25」(令和7年12月、北海道環境生活部)
：「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」(環境省)

(2) 北海道自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域

事業実施区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園はない。

出典：「北海道環境白書「25」(令和7年12月、北海道環境生活部)
：「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」(環境省)

(3) 自然環境法に基づき指定された原生自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない。

出典：「自然環境保全地域等」(令和7年7月2日更新、北海道環境生活部)

(4) 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区および道自然環境保全地域、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない。

出典：「自然環境保全地域等」(令和7年7月2日更新、北海道環境生活部)

(5) 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全区域

事業実施区域及びその周辺には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区はない。

出典：「公園緑地の統計」(令和7年3月31日現在、札幌市環境局みどりの推進部)

(6) 森林法に基づき指定された保安林の区域

事業実施区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林の指定箇所はない。

出典：「国有林の図面」(令和4年度策定、北海道森林管理局)
：「ほっかいどう森まっぷ」(令和5年末日時点、北海道水産林務部林務局森林計画課)

(7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域

事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない。

出典：「生息地等保護区一覧」(令和3年7月時点、環境省)

(8) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区等の区域【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-37 及び図 3-3-2-6 に示す箇所に、特定猟具使用禁止区域が存在する。

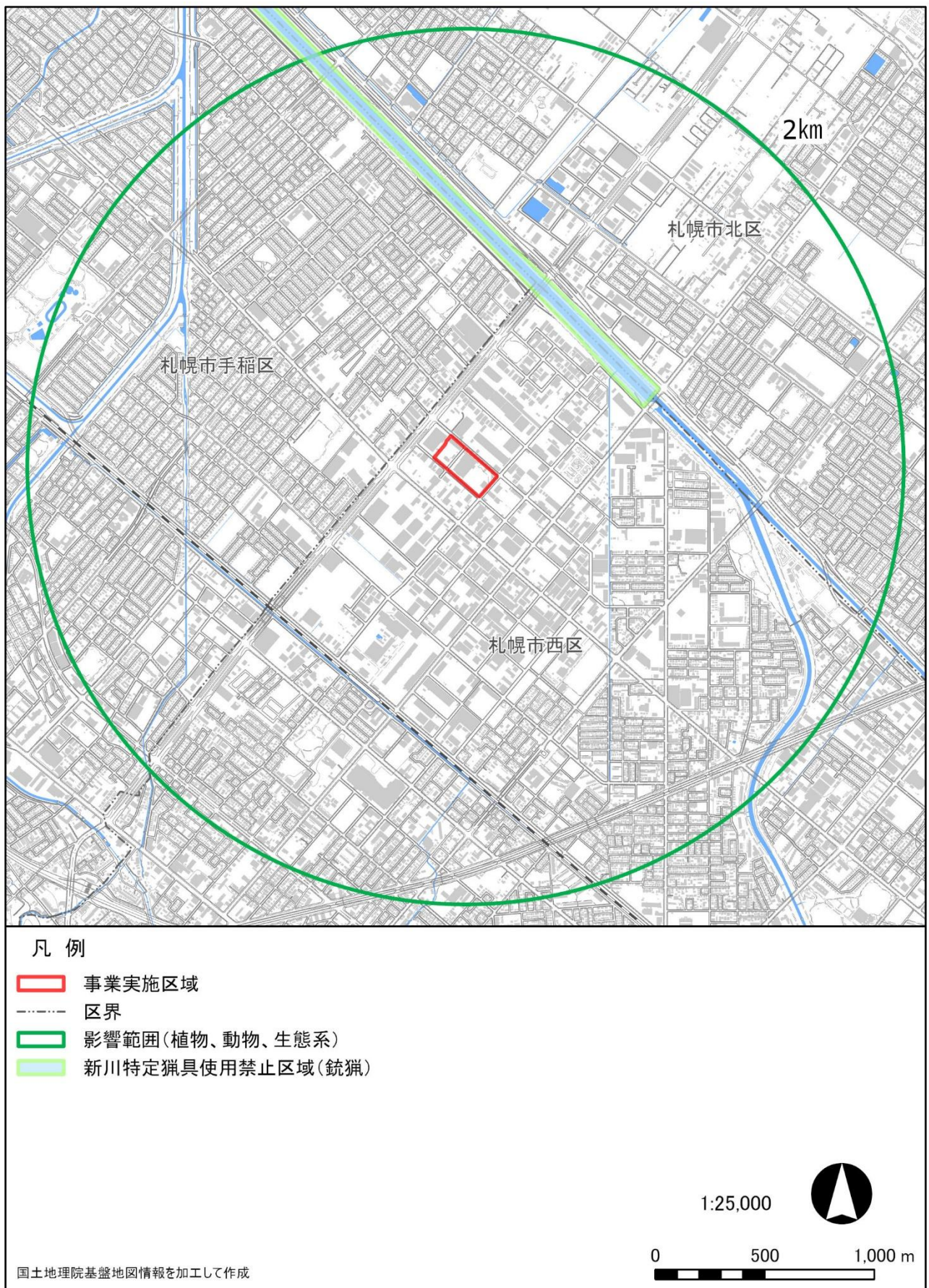
表 3-3-2-37 事業実施区域及びその周辺における特定猟具使用禁止区域 95)

地点 番号 ^注	名称	指定	面積 (ha)	指定区分	存続期間
①	新川特定猟具 使用禁止区域	道	88	札幌市西区の新川左岸（河川敷地を含む）と市道発寒第12号線（天狗橋）との交点を起点とし、この点から同川左岸沿いに北西に進み、国道337号線（第1新川橋）との交点に至り、この点から同橋延長線を北東に進み新川右岸（河川敷地を含む）との交点に至り、この点から同川右岸沿いに南東に進み、市道発寒第12号線（天狗橋）との交点に至り、この点から同市道（天狗橋）を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域	平成29年10月1日 ～ 令和9年9月30日

注）地点番号は、図 3-3-2-6 に対応している。

出典：「北海道環境白書'25」（令和7年12月、北海道環境生活部）

：「令和7年度（2025年度） 鳥獣保護区等位置図（別冊編）」（令和7年、北海道環境生活部）



出典：「令和7年度(2025年度)北海道鳥獣保護区等位置図(地図編)」(北海道環境生活部)

図 3-3-2-6 鳥獣保護区等の区域

(9) 北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等

事業実施区域及びその周辺には、北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区はない。

出典：「生物多様性の保全 希少種の保全」（令和7年3月26日更新、北海道環境生活部）

(10) 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等

本市は、図 3-3-2-7 のとおり「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づく「緑保全創出地域」を指定しており、事業実施区域の周辺は業務系市街地及び住居系市街地となっている。北区新川や札幌自動車道の南西側に里山地域があるものの、表 3-3-2-38 に示す市街地がほとんどである。

また、同条例に基づく市民の森、自然歩道、緑化推進地区又は保存樹等は、事業実施区域及びその周辺には存在しない。

出典：「札幌市公園緑地の統計」（令和7年3月31日現在、札幌市環境局みどりの推進部）
 ：「札幌市環境白書（令和6年度版）」（令和6年12月、札幌市環境局環境都市推進部）
 ：「緑保全創出地域制度」（令和7年2月25日更新、札幌市環境局みどりの推進部）

表 3-3-2-38 事業実施区域及びその周辺における緑保全創出地域

種 類	位置づけ
業務系市街地	市街地であって、業務環境に配慮して緑を保全・創出しながら、市街地にふさわしい土地の活用を図る地域で、市街化区域の主に業務地に位置する。
住居系市街地	市街地であって、居住環境に配慮して緑を保全・創出しながら、市街地にふさわしい土地の活用を図る地域で、市街化区域の主に住宅地に位置する。

出典：「緑保全創出地域制度」（令和7年2月25日更新、札幌市環境局みどりの推進部）

(11) その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域

事業実施区域及びその周辺には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は存在しない。

出典：「日本の世界自然遺産」（令和7年12月現在、環境省）

2) 特に水鳥の生息地として国際的な重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施区域及びその周辺には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地等の区域は存在しない。

出典：「ラムサール条約・湿原保全」（令和7年3月7日更新、北海道環境生活部自然環境局）

3) 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域

事業実施区域及びその周辺には、北海道自然環境保全指針に基づく「すぐれた自然地域」は存在しない。

出典：「北海道自然環境保全指針」（平成元年7月、北海道保健環境部）



出典：「札幌市地図情報サービス」（令和5年6月現在）

図 3-3-2-7 緑保全創出地域指定図

4) 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-39 及び図 3-3-2-8 に示す箇所に、都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林が存在する。

都市環境林は、都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地である。

なお、令和7年12月現在、市民の森及び自然歩道にてヒグマの出没情報が多発していることや、冬季における安全のために入口閉鎖等の措置が行われている。

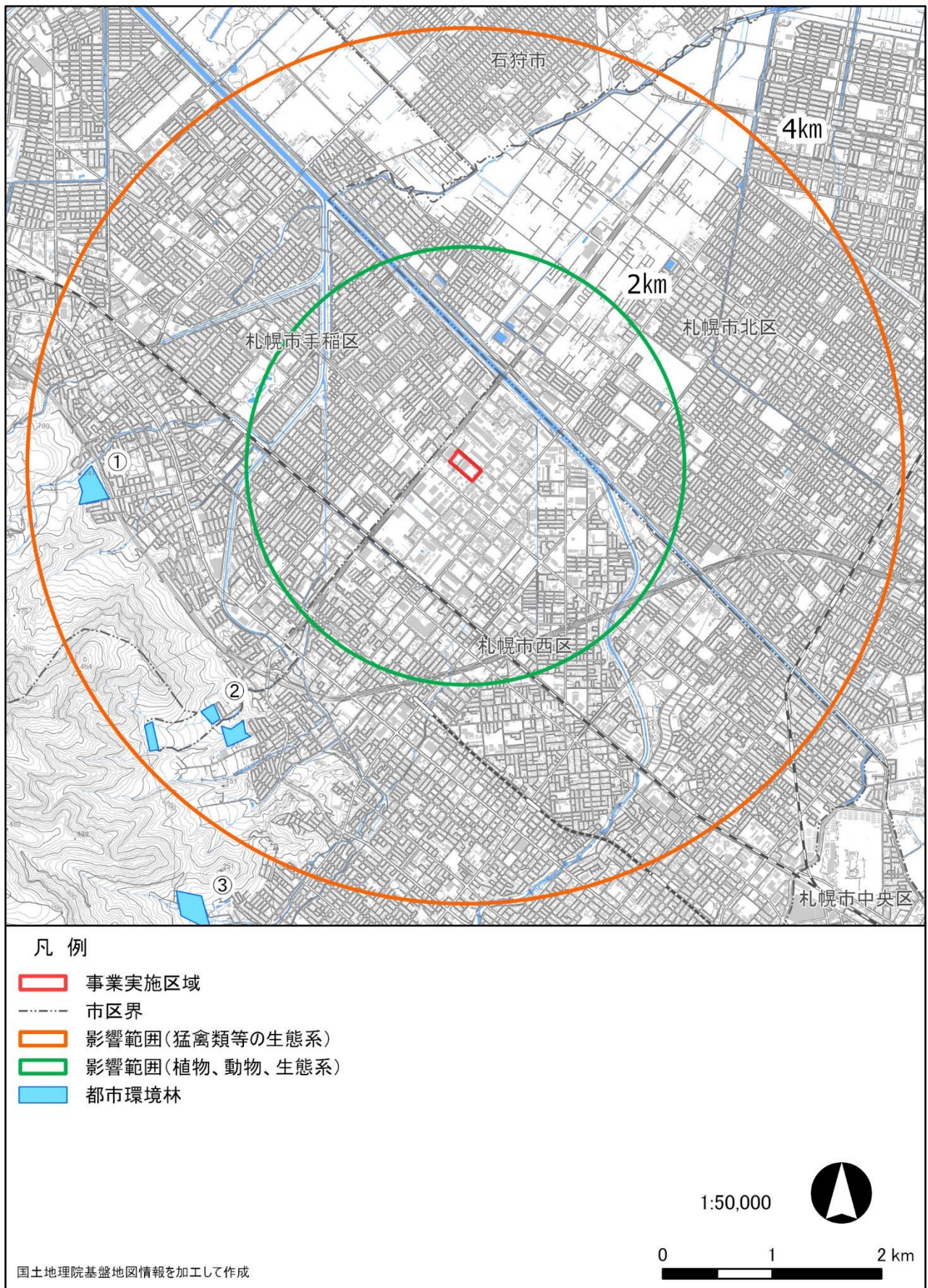
表 3-3-2-39 事業実施区域及びその周辺における都市環境林

地点 番号 ^注	名称	位置	面積(m ²)	備考
①	手稲丸山	手稲区手稲富岡307-1ほか	6.44	
②	宮の沢	西区宮の沢498-48ほか	6.29	
③	西野	西区西野690-1ほか	9.90	西野市民の森に隣接

注) 地点番号は、図 3-3-2-8 に対応している。

出典:「都市環境林」(令和7年10月30日更新、札幌市環境局みどりの推進部ホームページ)

:「自然歩道・市民の森・散策路にある都市環境林位置図」(令和7年12月24日更新、札幌市環境局みどりの推進部)



出典：「自然歩道・市民の森・散策路にある都市環境林位置図」（令和7年12月24日更新、札幌市環境局みどりの推進部）

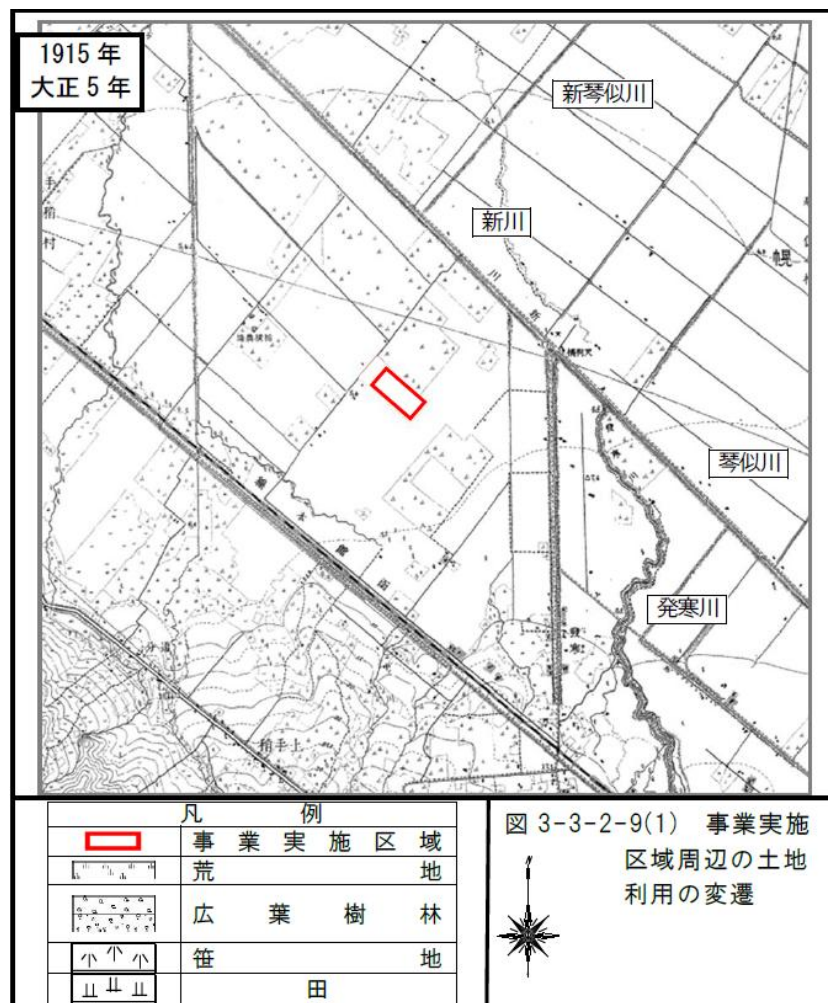
図 3-3-2-8 都市環境林位置図

5. 土地利用の変遷

事業実施区域及びその周辺の土地利用の変遷については、西区「地区別の歴史」及び北海道開発局「開拓初期-治水事業2【札幌開発建設部】治水100年」を参照した。以下の地図は、埼玉大学公表「今昔マップ on the web」を引用した。

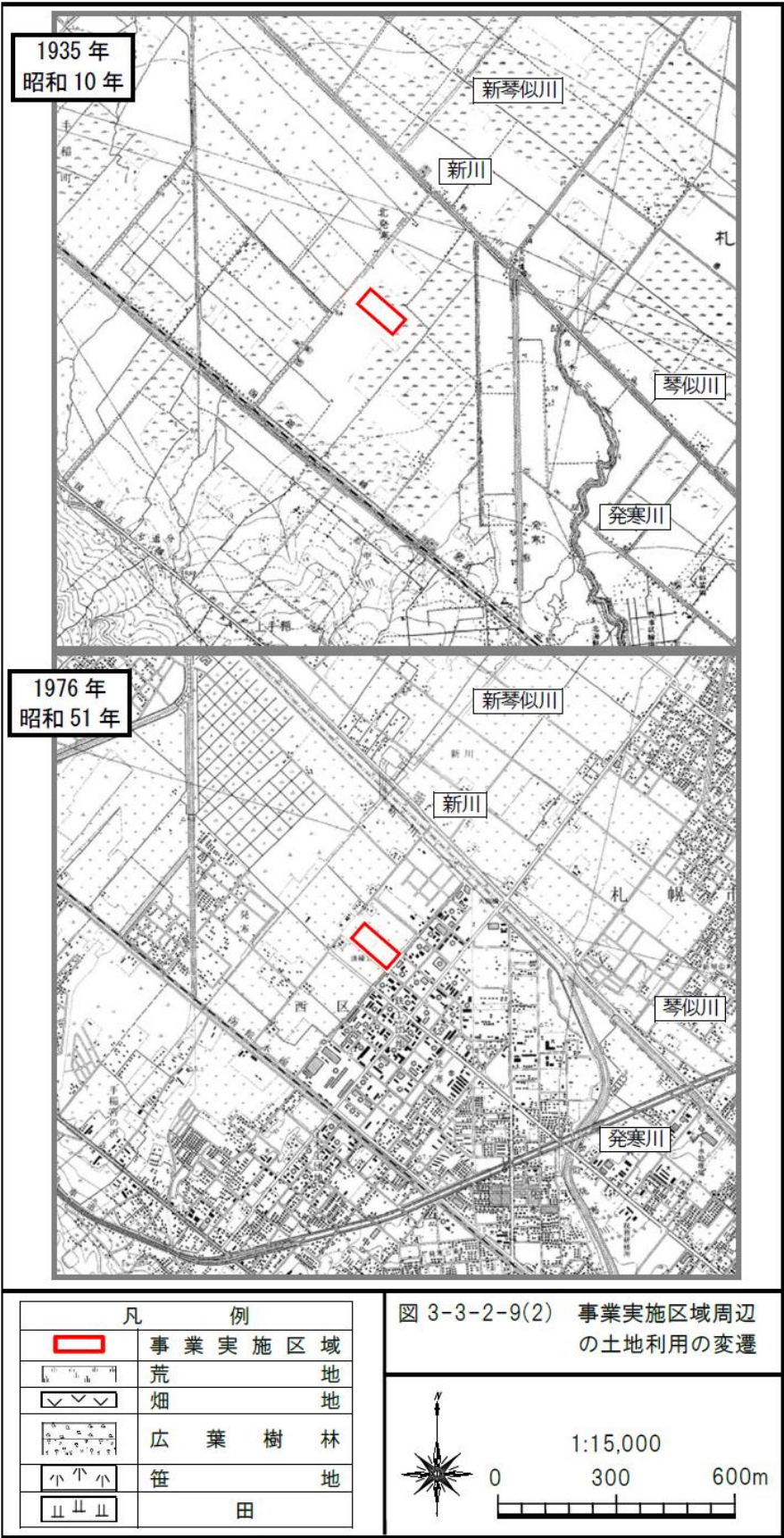
大正5年、昭和10年、昭和51年の地形図の変遷は図3-3-2-9(1)及び図3-3-2-9(2)のとおりで、事業実施区域の周辺は、長い間荒地で農業用の利用はされていなかったが、昭和40年代から工業団地としての活用が進んでいる。

- ・ 発寒地区は安政4年(1857年)に幕府武士により開拓され、明治9年(1876年)琴似屯田兵村の分村として屯田兵村ができた後、人口増加が進んだ。
- ・ 北海道庁は、明治19年から札幌北部で「原野大排水(新琴似川など)」工事を行い、翌年琴似川と発寒川の合流点から下流を直接石狩湾に流す「琴似川小樽内川大排水(現在の新川)」を開削し、明治20年に通水した。
- ・ 明治37年(1904年)屯田兵制度の廃止まで入植し、明治39年に琴似村となった。
- ・ 昭和30年(1955年)に当時の琴似町が当時の札幌市と合併後、住宅は急増し昭和46年までに発寒団地造成や現工場の建設が進み、都市化が進んだ。



出典：「今昔マップ on the web」(時系列地形図閲覧サイト、埼玉大学教育学部)

図3-3-2-9(1) 事業実施区域周辺の土地利用の変遷



出典：「今昔マップ on the web」（時系列地形図閲覧サイト、埼玉大学教育学部）

図 3-3-2-9(2) 事業実施区域周辺の土地利用の変遷

6. 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

(1) 文化財保護法に基づき指定された名勝又は天然記念物

1) 指定文化財

事業実施区域の周辺には、文化財保護法に基づく指定文化財は存在しない。

出典：「札幌の文化財」（令和5年10月1日現在、札幌市観光文化局）

2) 埋蔵文化財

事業実施区域の周辺には、表 3-3-2-40 及び図 3-3-2-10 に示す埋蔵文化財包蔵地が20箇所存在する。

表 3-3-2-40 事業実施区域の周辺における埋蔵文化財

地点番号 ^注	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
N4	N4遺跡	縄文・擦文	遺物包含地	西区宮の沢1条5丁目
N7～N9	N7,8,9遺跡	縄文	遺物包含地	西区発寒 8条12,13丁目
N10～N14	N10～N14遺跡	縄文	遺物包含地	西区発寒 8条9,10,11丁目 9条10,11丁目
N15 N17	N15遺跡 N17遺跡	縄文・擦文	遺物包含地	西区発寒10条4,5,6丁目 11条4,5丁目
N18	N18遺跡	縄文・続縄文・擦文	遺物包含地	西区発寒10条4丁目
N19	N19遺跡	アイヌ文化期	遺物包含地	西区発寒11条3丁目
N111	N111遺跡	不明	遺物包含地	西区宮の沢2条4丁目
N171	N171遺跡	縄文	遺物包含地	西区発寒10条6丁目
N173 N174	N173遺跡 N174遺跡	不明 縄文	遺物包含地	西区発寒 9条11丁目、 8条11丁目
N194 N196	N194遺跡 N196遺跡	不明 縄文	遺物包含地	西区宮の沢2条4丁目、 2条5丁目
N197	N197遺跡	縄文	遺物包含地	手稲区西宮の沢5条1丁目

注）地点番号は、図 3-3-2-10 に対応している。

出典：「埋蔵文化財包蔵地一覧表、分布図」（令和7年4月1日現在、札幌市埋蔵文化財センター）

(2) 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域

事業実施区域の周辺には、表 3-3-2-41 及び図 3-3-2-11 に示す都市計画法に基づく風致地区が存在する。

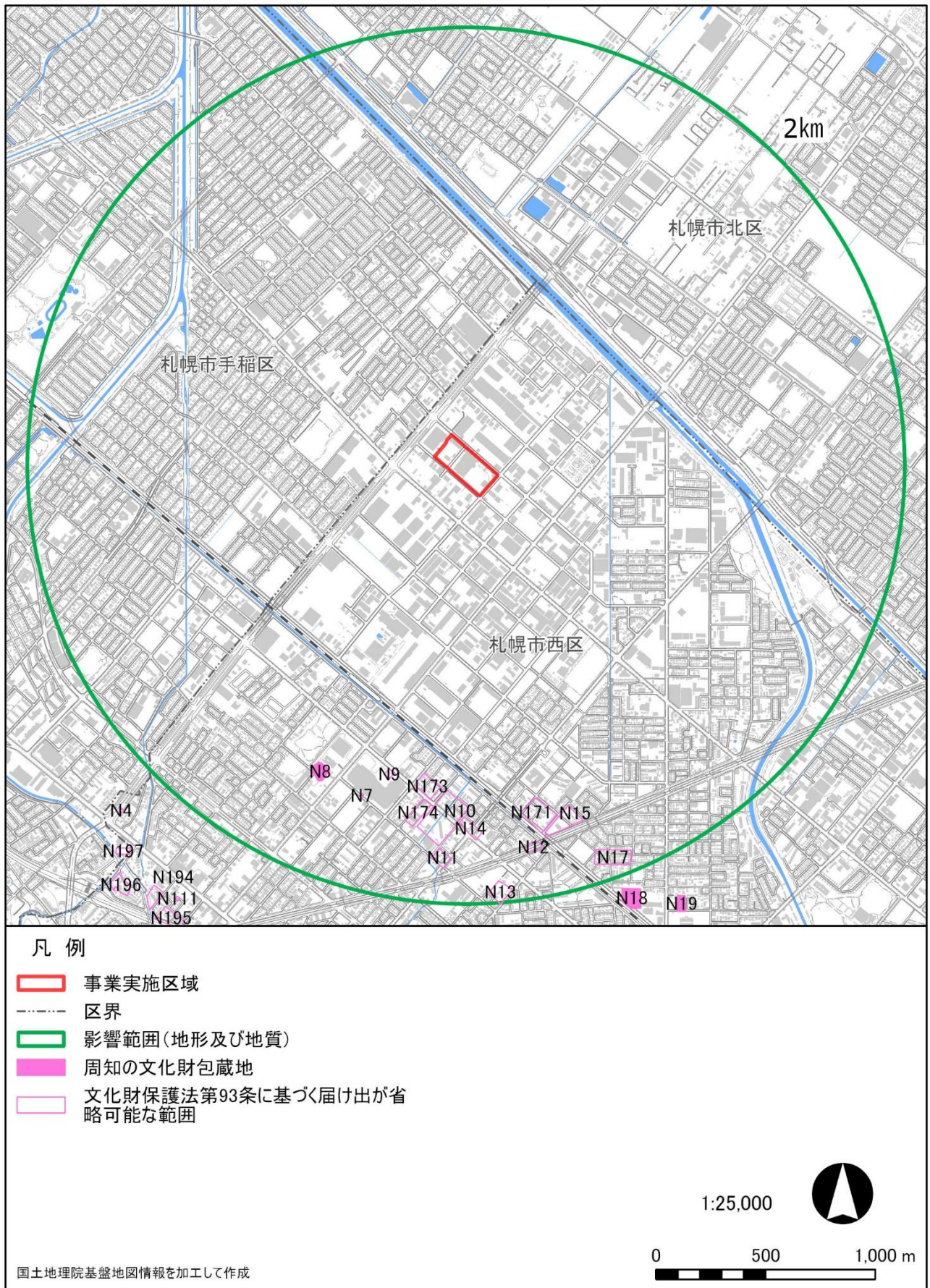
風致地区とは、都市における自然の景観を維持するために、都市計画に定められる地域地区のことを示し、建築物の建築その他開発行為に許可が必要な地区である。

表 3-3-2-41 事業実施区域の周辺における風致地区

地点番号 ^注	名称	面積(ha)	決定告示	所在地
①	発寒風致地区	46.1	S14.7.8 (内)387	西区山の手7条6丁目～新川合流点
②	新川通風致地区	46.8		西区八軒10条東4丁目、 北区北24条西14丁目～発寒川合流点

注）地点番号は、図 3-3-2-11 に対応している。

出典：「風致地区制度（風致地区一覧）」（令和6年3月15日更新、札幌市環境局みどりの推進部）



出典：「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（令和7年4月1日更新、札幌市埋蔵文化財センター）

図 3-3-2-10 埋蔵文化財の位置



出典：「札幌市地図情報サービス」（令和5年6月現在）

図 3-3-2-11 風致地区

7. 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

(1) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施区域の周辺には、砂防法に基づく砂防指定地はない。

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域の周辺における、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3-3-2-12 のとおりである。

出典：「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和7年12月現在、北海道河川砂防課）
 ：「土砂災害警戒区域等」（令和5年12月18日更新、札幌市）
 ：「札幌市地図情報サービス 土砂災害マップ」（令和7年10月21日現在、札幌市）

(3) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施区域の周辺における、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域は図 3-3-2-12 のとおりである。

出典：「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和7年12月現在、北海道河川砂防課）
 ：「土砂災害警戒区域等」（令和5年12月18日更新、札幌市）
 ：「札幌市地図情報サービス 土砂災害マップ」（令和7年10月21日現在、札幌市）

(4) その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

事業実施区域の周辺における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は図 3-3-2-12 のとおり、札幌自動車道の周辺に指定されている。

出典：「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和7年12月現在、北海道河川砂防課）
 ：「土砂災害警戒区域等指定状況」（令和7年12月現在、北海道建設部）
 ：「札幌市地図情報サービス 土砂災害マップ」（令和7年10月21日現在、札幌市）

2) 札幌市地域防災計画【土砂災害対策】に基づく土石流危険及び急傾斜地崩壊危険箇所

事業実施区域の周辺における「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」に基づく土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、図 3-3-2-12 のとおりである。

出典：「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」（令和7年3月修正、札幌市防災会議）
 ：「札幌市地図情報サービス 土砂災害マップ」（令和7年10月21日現在、札幌市）



出典：「札幌市地図情報サービス」(令和5年6月現在)

図 3-3-2-12 土砂災害危険箇所

3-3-3 国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

1. 新スリムシティさっぽろ計画（札幌市一般廃棄物処理基本計画）

本市は、平成 30 年 3 月に、ごみの減量・リサイクルと適正処理に関する方向性を定める一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」を策定した。

この計画で、令和 9 年度（2027 年度）までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、平成 28 年度（2016 年度）に比べて 100g 以上減量する、全国の政令市トップとなる目標値（830g→730g）を設定した。

また、重点施策の一つである「持続可能な収集・処理体制の確立」では、燃やせるごみを効率的に収集運搬・処理していくためには、収集車の走行距離や工場整備時の対応、災害時のリスク管理などを踏まえ、現行の 3 工場体制による処理が最も合理的と考え、人口減少によるごみ量の減少等を踏まえながら適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場等の建設・運用計画の検討を進め計画的に更新するとともに、現工場の整備を計画的に実施し、施設の延命化にも取り組んでいくこととしている。

出典：「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」（平成 30 年 3 月、札幌市環境局環境事業部）